

農業委員会で審議された案件です

(上段：賃貸借・使用貸借 下段：売買・贈与 単位：件)

案 件 名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	令和4年度計
農振法による農用地区域除外申請	0	0	0	0	0	0	0
農地法第3条許可申請	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	1	0	0	0	1
農地法第4条許可申請	0	0	0	0	0	0	0
農地法第5条許可申請	1	0	0	0	0	0	1
	1	0	0	1	1	0	3
農用地利用集積計画の決定	3	2	2	0	0	0	7
	1	0	0	1	0	0	2
現況証明願	1	0	1	2	4	0	8
農地法第3条の3届出書	2	0	0	0	2	2	6
農地法第18条第6項合意解約通知書	2	0	1	1	0	0	4
農業者年金に関する申請	2	3	3	4	0	1	13
各月のその他の案件							
4月 ●砂川市農業委員会申請書等の押印の省略に関する規則の制定について ●農地所有適格法人の要件確認について							
5月 ●令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について ●農地利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について ●令和4年度最適化活動の目標の設定等の決定について							
6月 ●農地所有適格法人の要件確認について							
7月 ●「砂川市農業委員会における砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施工規則」の制定について ●農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）について ●令和4年度玉葱作況調査について							
8月 ●農地所有適格法人の要件確認について ●令和4年度水稻作況調査について							
9月 ●令和4年度玉葱作況調査の結果について ●令和4年度水稻作況調査の結果について ●令和4年度農地法第30条の規定による農地利用状況調査（一斉）の実施について ●令和4年度果樹作況調査について							

野焼きについて

野焼きを行うことは法律で禁止されていますが、**農業、林業を営むために必要な野焼き**は例外で違法にはなりません。例えば、病虫害防除や土壌のために稲わらなどを焼くことは例外となります。野焼きを行う場合は、前日までに消防署と農政課にご連絡のうえ、風の向きや強さ、時間帯などを考慮しマナーを守って行うようにしてください。

連絡先：消防署（54-2196）
農政課（54-2121 内線2211）